

商品概要説明書

らいふさぽーと住宅ローン（協同住宅ローン保証）

（令和 5 年 4 月 1 日現在）

商品名	らいふさぽーと住宅ローン（協同住宅ローン保証）	
	新築・購入コース	借換コース
ご利用いただける方	○原則として当 J A の組合員の方。尚、地区外の物件で員外利用者であっても、今後当農協との取引深耕を見込める場合は、取扱店舗の担保管理可能な物件であれば取扱可能とする。 ○お借入時の年齢が満 18 歳以上 66 歳未満であり、最終償還時の年齢が満 80 歳未満の方。なお、最終償還時の年齢が満 80 歳以上の場合でも、ご本人と同居または同居予定の 18 歳以上の子供を連帯債務者とすることによりお借入れが可能となります。 ○前年度税込年収が 150 万円以上ある方（自営業者の方は前年度税引前所得とします。）。 ○勤続（または営業）年数が 1 年以上の方。 ○団体信用生命共済に加入できる方。 ○当 J A が指定する保証機関の保証が受けられる方。 ○その他当 J A が定める条件を満たしている方。 ○連帯債務者の方にも、ご本人と同様のご利用条件を満たしていただきます。	
資金使途	○ご本人またはご家族が常時居住するための住宅または住宅および土地を対象とし、次のいずれかに該当する場合とします。 ①住宅の新築。 ②土地の購入（2 年以内に新築し、居住する予定があること。）。 ③新築住宅の購入（土地付住宅および分譲マンションを含む。）。 ④中古住宅の購入（土地付住宅および分譲マンションを含む。）。 ⑤住宅の増改築・改装・補修。 ⑥上記①～⑤の借入とあわせた他金融機関等から借入中の目的型ローン等の残債務の借換（以下「おまとめ住宅ローン対応」という。） ⑦上記①～⑥に付随して発生する一切の費用 ○保証機関への保証料、長期火災共済（保険）掛金、仲介料、登記手数料、不動産取得税、造成費用、消費税もあわせてお借入れいただけます。	○ご本人またはご家族が常時居住するための住宅または住宅および土地を対象とし、次のいずれかに該当する場合とします。 ①現在、他金融機関からお借入中の住宅資金のお借換資金とお借換えに伴う諸費用。 ②お借換えとあわせた増改築・改装・補修のための費用。 ③上記①・②の借入と併せた他金融機関等から借入中の目的型ローン等の残債務の借換（以下「おまとめ住宅ローン」対応）と借換に伴う諸費用

借入金額	○10 万円以上 10,000 万円以内とし、1 万円単位とします。 ただし、融資対象物件が共有の場合は、ご本人の持分比率の範囲内とします。 ○おまとめ住宅ローン対応を行う場合、借換対象とする目的型ローン等の加算上限額は、500 万円以内とします。なお、住宅ローンの借入限度額については、目的型ローン等の加算分も含めて借入金額の範囲内とし、加算する目的型ローン等の総額は、住宅部分に対する借入金額の 2 分の 1 以下とします。	
借入期間	○3 年以上 40 年以内とし、1 年単位とします。	○3 年以上 40 年以内とし、1 年単位とします。 ただし、現在お借入中の住宅ローンの残存期間内とします。
	○おまとめ住宅ローン対応を行う場合については、借入期間は住宅ローンにおける貸付期間の範囲内とします。	
借入利率	○次のいずれかよりご選択いただけます。 【変動金利型】 お借入時の利率は、3 月 1 日および 9 月 1 日の基準金利（住宅ローンプライムレート）により、年 2 回見直しを行い、4 月 1 日および 10 月 1 日から適用利率を変更いたします。ただし、基準日（3 月 1 日および 9 月 1 日）以降、次回基準日までに基準金利（住宅ローンプライムレート）が年 0.5% 以上乖離した場合は 1 か月後の応答日より適用利率を見直しさせていただきます。 お借入後の利率は、4 月 1 日および 10 月 1 日の基準金利（住宅ローンプライムレート）により、年 2 回見直しを行い、6 月・12 月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。 【固定変動選択型】 当初お借入時に、固定金利期間（3 年・5 年・10 年）をご選択いただきます。選択した固定金利期間によってお借入利率は異なります。 お借入時の利率は、毎月決定し、当 J A の店頭およびホームページでお知らせいたします。固定金利期間終了時に、お申出により、再度、その時点での固定金利を選択することもできますが、その場合の固定金利期間は残りのお借入期間の範囲内となります。また、利率は当初お借入時の利率とは異なる可能性があります。なお、固定金利期間終了に際して、再度、固定金利選択のお申出がない場合は、変動金利に切替わります。 ○利率は店頭に掲示します。詳細については、当 J A の融資窓口へお問い合わせください	

返済方法	○元金均等返済（毎月、一定額の元金と元金残高に応じた利息を支払う方法）もしくは元利均等返済（毎月の返済額（元金＋利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年 2 回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の 50%以内、10 万円単位です。）のいずれかをご選択いただけます。 ○元利均等返済において、変動金利型の場合、お借入利率に変動があった場合でも、ご返済額の中の元金分と利息分の割合を調整し、5 年間はご返済額を変更いたしません。ご返済額の変更は 5 年ごとに行い、変更後のご返済額は変更前のご返済額の 1.25 倍を上限といたしますが、当初のお借入期間が満了しても未返済残高がある場合は、原則として最終期日に一括返済していただきます。	○元金均等返済（毎月、一定額の元金と元金残高に応じた利息を支払う方法）もしくは元利均等返済（毎月の返済額（元金＋利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、年 2 回返済方式（専業農業者で、他金融機関からお借入中の住宅資金が年 2 回返済方式の方に限ります。）、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年 2 回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の 50%以内、10 万円単位です。）のいずれかをご選択いただけます。 ○元利均等返済において、変動金利型の場合、お借入利率に変動があった場合でも、ご返済額の中の元金分と利息分の割合を調整し、5 年間はご返済額を変更いたしません。ご返済額の変更は 5 年ごとに行い、変更後のご返済額は変更前のご返済額の 1.25 倍を上限といたしますが、当初のお借入期間が満了しても未返済残高がある場合は、原則として最終期日に一括返済していただきます。														
担保	○ご融資対象物件（建物のみ融資対象となる場合は土地・建物の双方とします。）に第一順位の抵当権を設定登記させていただきます。 ○借地上の建物などの場合には、当 J A が指定する保証機関所定の審査基準により、建物に時価相当額かつ原則として全額償還まで火災共済（保険）にご加入のうえ、火災共済（保険）金請求権に第 1 順位の質権を設定させていただくことがございます。															
保証人	○当 J A が指定する保証機関（協同住宅ローン株式会社）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。															
保証料	○一括前払方式・分割後取方式のいずれかよりご選択いただけます。 ①一括前払方式 ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます（0.10%、0.15%、0.20%、0.25%、0.30%、0.35%、0.40%のいずれか。）。 【お借入額 1,000 万円あたりの一括支払保証料(0.20%)（例）】 <table><tr><td>お借入期間</td><td>10 年</td><td>20 年</td><td>25 年</td><td>30 年</td><td>35 年</td><td>40 年</td></tr><tr><td>保証料（円）</td><td>85,450</td><td>148,380</td><td>172,610</td><td>191,370</td><td>206,140</td><td>217,580</td></tr></table> ②分割後取方式 お客様から当 J A へお支払いいただく利息の中から当 J A が保証会社へ支払います。この場合、お借入利率は年 0.10%～0.40%上乗せされた利率が適用されます。		お借入期間	10 年	20 年	25 年	30 年	35 年	40 年	保証料（円）	85,450	148,380	172,610	191,370	206,140	217,580
お借入期間	10 年	20 年	25 年	30 年	35 年	40 年										
保証料（円）	85,450	148,380	172,610	191,370	206,140	217,580										

団体信用生命共済	○当 J A 所定の 3 種類の団体信用生命共済のいずれかにご加入いただきます。 なお、共済掛金は当 J A が負担いたしますが、選択される団体信用生命共済の種類によりお借入利率は下表記載の加算利率分高くなります。 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">団体信用生命共済名</th><th style="text-align: center;">加算利率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団体信用生命共済（特約なし）</td><td style="text-align: center;">なし</td></tr> <tr> <td>長期継続入院特約付団体信用生命共済</td><td style="text-align: center;">年 0.1%</td></tr> <tr> <td>三大疾病保障特約付団体信用生命共済</td><td style="text-align: center;">年 0.2%</td></tr> </tbody> </table>	団体信用生命共済名	加算利率	団体信用生命共済（特約なし）	なし	長期継続入院特約付団体信用生命共済	年 0.1%	三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年 0.2%				
団体信用生命共済名	加算利率												
団体信用生命共済（特約なし）	なし												
長期継続入院特約付団体信用生命共済	年 0.1%												
三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年 0.2%												
補償保険 9 大疾病	○ご希望により「9 大疾病補償保険」にご加入いただけます。ご利用にあたっては借入利率に以下の利率が加算されます。 年 0.3%												
手数料	○ご融資の際、保証機関に対して 33,000 円の事務手数料（消費税込）が必要です。 ○マイホームサポートローン(新築・購入コース 中間資金保証付)をご利用される場合は、中間資金手数料をご融資時に一括してお支払いいただきます（保証応諾額×0.2%＋消費税）。 ※中間資金手数料は、繰上返済された場合でも返戻いたしません。 ○ご融資時に一括して保証料をお支払いいただいた方で、ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、J A および保証機関に対して返戻保証料の範囲内で次の事務手数料（消費税等含む。）が必要です。 【J A】 <table style="width: 100%;"> <tbody> <tr> <td>不動産担保事務手数料(融資実行時)</td><td style="text-align: right;">…… 33,000円(消費税込)</td></tr> <tr> <td>返済条件変更</td><td style="text-align: right;">…………… 5,500円(消費税込)</td></tr> <tr> <td>特約固定金利再設定</td><td style="text-align: right;">…………… 5,500円(消費税込)</td></tr> <tr> <td>火災保険(共済)質権の確定日付</td><td style="text-align: right;">…………… 実費</td></tr> <tr> <td>全額繰上返済</td><td style="text-align: right;">…………… 繰上返済時借入残高の0.55%(消費税込)</td></tr> <tr> <td>一部繰上返済</td><td style="text-align: right;">…………… 5,500円(消費税込)</td></tr> </tbody> </table> ・インターネットバンキングで繰上返済をお取扱いの際には手数料は無料となります。なお、お取扱いは一部繰上返済のみとなり、全額繰上返済はお取扱いできません。 ※証明書等の手数料については当 J A 任意のものに準ずるものとします。 【保証機関】 ① 全額繰上返済の場合…11,000 円(消費税込) ② 一部繰上返済の場合… 5,500 円(消費税込)	不動産担保事務手数料(融資実行時)	…… 33,000円(消費税込)	返済条件変更	…………… 5,500円(消費税込)	特約固定金利再設定	…………… 5,500円(消費税込)	火災保険(共済)質権の確定日付	…………… 実費	全額繰上返済	…………… 繰上返済時借入残高の0.55%(消費税込)	一部繰上返済	…………… 5,500円(消費税込)
不動産担保事務手数料(融資実行時)	…… 33,000円(消費税込)												
返済条件変更	…………… 5,500円(消費税込)												
特約固定金利再設定	…………… 5,500円(消費税込)												
火災保険(共済)質権の確定日付	…………… 実費												
全額繰上返済	…………… 繰上返済時借入残高の0.55%(消費税込)												
一部繰上返済	…………… 5,500円(消費税込)												

苦情処理措置および紛争解決措置の内容

○苦情処理措置

本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店または金融共済部（電話：０４２８－２１－２１２２）にお申し出ください。当ＪＡでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

また、ＪＡバンク相談所（電話：０３－６８３７－１３５９）でも、苦情等を受け付けております。

○紛争解決措置

外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。

名 称	電話番号	受付日	受付時間
東京弁護士会 紛争解決センター	03-3581-0031	月～金（祝日、 年末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～15:00
第一東京弁護士会 仲裁センター	03-3595-8588	月～金（祝日、 年末年始を除く）	10:00～12:00 13:00～16:00
第二東京弁護士会 仲裁センター	03-3581-2249	月～金（祝日、 年末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～17:00

東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という。）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。

・ 現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。

・ 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。

なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記ＪＡバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。

その他

○お申込みに際しては、当ＪＡおよび当ＪＡが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。

○おまとめ住宅ローン対応を行う場合、「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」については、「住宅の取得資金等にかかる借入残高」のみについて計算し表示いたします。

○おまとめ住宅ローン対応を行う場合、資金使途に住宅資金以外の生活資金が含まれるため、民事再生法適用時の住宅資金特例措置の対象外となる可能性があります。

○印紙税・抵当権設定にかかる登録免許税・司法書士あて報酬が別途必要となります。

○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当ＪＡの融資窓口までお問い合わせください。

ＪＡ西東京